

令和3年8月18日

北本市スポーツ少年団
関係者各位

北本市スポーツ少年団
本部長 小澤 修次

緊急事態宣言期間におけるスポーツ少年団活動について（依頼）

平素より、北本市スポーツ少年団活動に特段のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、8月17日に県スポーツ少年団本部より各市町村スポーツ少年団へ別添のとおり活動について自粛依頼が発出されました。

県からの要請を受け、北本市スポーツ少年団の活動について、下記のとおり制限・自粛の御協力をお願いすることと致しました。

自粛の内容といたしましては、下記の通りになりますので、皆様のご理解、御協力をお願い致します。

記

《 自粛期間 》

緊急事態宣言期間中とする。

《 自粛内容 》

- ・ 活動は2日／週までとし、1日の活動時間は2時間までとする。また、土曜・日曜のどちらか1日は活動しない日とする。
- ・ 食事（昼食）を伴う活動はしない。
- ・ 練習試合、合同練習、体験会など、チーム関係者以外との交流を禁止する。
※地方大会、全国大会等の各種大会は、主催者側の大会要項に従う。
- ・ 各部会主催の交流大会について、県本部主催事業の延期にならば、延期を検討する。

《 安全な活動について（必ず守ってください!） 》

- ・ 参加者名簿の作成や健康観察を徹底し、体調不良の場合の練習参加は認めない。
- ・ 活動中以外は、マスクの着用を徹底する（特に、指導者のマスク着用の徹底をお願いします）。
- ・ こまめな手洗い、うがい、アルコール消毒を行う。また、熱中症にも十分に注意し、適度な休憩や水分補給を行うこと。
- ・ 屋内施設を利用する場合は、窓を全開にする等、換気に十分配慮する。

事務局 : 北本市教育委員会生涯学習課
生涯スポーツ・オリパラ担当
電話 : 594-5568